

公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置時間 および研修に関する現状分析

下田 芳幸¹, 平田 祐太郎², 吉村 隆之³

Analysis of the Current Status of School Counselor Assignment and Training in Public Junior High Schools.

Yoshiyuki SHIMODA, Yutaro HIRATA, and Takayuki YOSHIMURA

要 旨

スクールカウンセラーの活動の充実や活動の成果を検証する際の基礎情報として、スクールカウンセラーの配置時間や研修の状況に関する現状を検討するため、令和2年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集に記載されている情報を整理した。スクールカウンセラーの配置時間は政令指定都市が都道府県より長く、それぞれの自治体間においても差が大きいことが示され、その要因の一つとして自治体の財政力の違いが考えられた。自治体が行っているスクールカウンセラーの研修については、政令指定都市の方が回数は多いこと、研修内容としては【SCの業務等】と【生徒指導上の諸課題や具体的な支援対象・方法等】に大別されたが、教育上の諸課題の多様化という点で十分とはいえないものであった。また、スクールカウンセラースーパーバイザーの配置は多くの自治体で進められている一方、人員や活動回数等が十分でないと考えられた。

問題と目的

日本における公立学校のスクールカウンセラー（以下、SC）の配置は、当時の文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業（小学校29校、中学校83校、高校32校）として、1995（平成7）年度から始まった。2001（平成13）年度からはスクールカウンセラー活用事業補助となり、全国の公立中学校への計画的な配置が目標に定められた。そして現在では、全公立小中学校（27,500校）へ配置がなされている（日本のSC導入過程につい

ては、石川（2020）が詳しい）。

SCは中央教育審議会答申（文部科学省,2015）におけるチームとしての学校の中で、「心理や福祉に関する専門スタッフ」として明確に位置づけられ、そして平成29年（2017年）4月1日に施行されたの学校教育法施行規則の改正により、スクールソーシャルワーカーとともに法律においても明記されることとなった（文部科学省,2017）。このようにSCは心理の専門家として、現在の学校教育において教育上の諸課題への対応をはじめ

¹佐賀大学 大学院 学校教育学研究科 ²鹿児島大学 大学院 人文社会科学研究科 ³鹿児島大学 大学院 臨床心理学研究科

様々な取り組みに携わることが期待されているが、SCが関わる児童生徒の心理社会的要因は多岐に渡ることから、その資質向上が常に求められる。また、SCの効率的な配置を検討する上では、配置の成果に関する検証も求められるであろう。

SCに関する効果検証の視点に関し、例えば教員のSC活動に対する満足度については、SCの配置時間と専門性という2つの要因が大きく影響することが報告されている(高田, 2018)。そのためSCを配置したことによる成果を評価する際には、SCの配置時間に関する情報と、専門性の向上、すなわちSCを対象とした研修に関する現状の情報が必要であると思われる。

なおこの点に関して、国庫補助事業としてのSCの配置は現在、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」におけるスクールカウンセラー等活用事業として位置づけられており、自治体が実施主体となり、国が費用の3分の1を補助する形となっている(文部科学省, 2022)。そのためSCの配置時間やSCを対象とした研修は、実施主体となる各自治体によって大きく異なることが予想され、自治体ごとの情報の整理が必要となってくる。

こういったSCの配置時間や研修に関する情報について、文部科学省はスクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集(以下、SC事例集)を毎年発行している。2022年7月末時点で参照可能なもののうち最近の令和2年度SC事例集(文部科学省, 2021)では、「【1】スクールカウンセラー等の推進体制について」、「【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制」、「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」、そして「【4】成果と今後の課題等」の項目について自治体(都道府県および政令指定都市)ごとの報告がなされており、SCの配置時間や研修に関する情報も参照可能となっている。

そこで本研究は、全国レベルで計画的な配置が進められている公立中学校に配置されているSCを対象とし、令和2年度SC事例集(文部科学省, 2021)に記載されているSCの配置時間や研修に関する以下の3つについて、自治体ごとの情報を

整理し、現状分析を行うこととした。

まずSCの配置時間については、自治体ごとの配置時間等を算出し、現状と課題を検討する(研究1)。次にSCの研修状況として、自治体が主催する研修の状況について整理し、現状と課題を検討する(研究2)。そのうえで、自治体が配置しているSCスーパーバイザー(以下、SCSV)の状況について整理し、現状と課題を分析する(研究3)。

研究1

目的

令和2年度SC事例集(文部科学省, 2021)に記載されている、各自治体の公立中学校SCの配置時間等を算出し、現状と課題を検討する。

方法

令和2年度SC事例集(文部科学省, 2021)における「【1】スクールカウンセラー等の推進体制について」の「(3)配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態」の箇所から、配置形態や配置時間に関する情報を抽出して整理した。

ただし、令和2年度SC事例集には、年間の活動日数や配置時間を算出するのに必要な数値が記載されていない自治体も少なくなかった。また、SCの配置形態は、単独校方式(配置された学校のみで活動する)、拠点校方式(配置された学校を中心に、校区内の学校等も対象とする。中学校へ配置され校区内の小学校も担当する形態が多い)、巡回校方式(主に教育事務所等を単位とし、管内の複数の学校を巡回訪問して活動する)に大別され、単独校方式以外の場合には、配分された配置時間のうち中学校での活動時間も異なってくる。

そこで本研究では、必要な情報が記載されていない自治体について、以下の手順で配置時間の推定値を算出した。

①活動日数・活動週数等について 会計年度任用職員であるSCは、4月上旬と3月下旬、あるいは夏季休業中は勤務をしない場合が少なくない。そこで、年間の活動日数や活動時間数は不明であ

るが月ごとの配置回数あるいは配置時間が記載されている場合には、上記2ヶ月相当分を減じ、1年間の活動月数を10ヶ月と仮定した。

年間の活動日数や活動時間数に関する情報の記載がなく、また年間の活動回数あるいは月ごとの活動回数の記載もない場合には、文部科学省(2022)や総務省(2020)等を踏まえ、年間活動週数を35週とし、週1回の勤務、1回あたりの勤務時間を4時間と仮定して配置時間を算出した。

配置回数や配置時間について複数ないし幅のある表記がなされている場合には、それらの平均値を使用した(例:福島県の「週1~2日・1回6~12時間」という配置形態については、それぞれの平均値である週1.5日、1回9時間として配置時間を算出した。なお沖縄県は島嶼地域の学校数が記載されていなかったため、2つの教育事務所内の各1校と仮定した)。

名古屋市については常勤SCの配置が確認できた。常勤SCは通常の教職員と同程度の勤務が想定されるため、土休日等を除いた240日を年間の活動日記と仮定して配置時間を算出した。

②配置形態の違いによる配置時間の推定値について 配置形態が具体的に記載されていない場合は、単独校と仮定した。なお、単独校という記載がなされているものの、「校区内の小学校の相談にも対応した」といった拠点校方式で運用されていることが明記されている場合には、次に述べる拠点校方式として配置時間の計算を行った。

配置形態が拠点校方式の中学校の場合、校区内の小学校等での活動を配置時間の2割程度と想定し、配置時間の8割を配置された中学校での活動時間とした。また配置形態が単独校方式である義務教育学校の場合、拠点校方式に準じて後期課程(中学校)での活動時間を配置時間の8割とした。

配置形態が単独校方式の中等教育学校の場合、前期課程(中学校)と後期課程(高校)の活動時間がそれぞれ同程度であると想定し、配置時間の5割を前期課程(中学校)での活動時間とした。

配置形態が巡回方式である場合、対象校への巡回頻度や巡回先での活動等の運用の仕方が都道府

県によって大きく異なることが想定されるため、特段の記載がない場合には、活動の実数が単独校方式の半分程度と想定し、配置時間の5割を巡回先の中学校での活動時間とした。

要請校等に分類され具体的な時間数の記載がない中学校や、広域カウンセラー等で教育委員会へ配置されているSC、震災等への対応として配置されているSC、あるいはSC以外の相談員については、今回の集計からは除外した。また、その他の必要な情報については、各自自治体のウェブページに記載されている値を用いたり、記載されている情報から推定したりした(例:義務教育学校の数)。

結果と考察

上記の手順により集計したSCの配置形態や、それを元に算出した自治体ごとのSC総配置時間、および、SC総配置時間を上記集計のSC配置対象となっていた公立中学校数と年間活動週数となる35で除した1校1回あたりの配置時間をまとめたものを、Table 1-1~1-3に示す。

まず、都道府県と政令指定都市を比較し、ついで、自治体間の違いについて考察する。

①都道府県と政令指定都市の比較 自治体の種類の違いによる1校1回あたりの配置時間の平均を算出したところ、都道府県が4.51時間($SD=1.96$)、政令指定都市は8.07時間($SD=8.00$)であり、Welchのt検定を行った結果、両群の差は非有意であった($t=-1.97$, $p>.05$, $d=-0.76$)。その理由として、平均値の差と比べて標準偏差が大きかったことが考えられ、とりわけ政令指定都市における配置時間の差が大きいものと考えられた。そこで、常勤配置SCが確認された名古屋市を除いたところ、政令指定都市の平均配置時間は6.36時間($SD=2.34$)であり、Welchのt検定を行った結果、政令指定都市の配置時間が有意に長かった($t=-3.04$, $p<.05$, $d=-0.88$)。すなわち、SCの平均配置時間は都道府県に比べて政令指定都市の方が長く、その差も大きい可能性が示された。各政令指定都市は都道府県とは別に独自にSCを雇用・運用していることから、SC配置時間

Table 1-1 自治体ごとの公立中学校のスクールカウンセラーの配置時間と配置形態

	1校・1回 あたり	総配置 時間	単独校	拠点校	巡回校
北海道	1.1	15,140.0	47(月2・4h), 義務6(月2・4h), 中等1(月1・4h)	343(月1・4h)	—
青森県	2.1	11,010.0	62(年35・3h), 54(年20・3h), 35(年12・3h)	—	—
岩手県	5.0	22,575.0	129(年35・4h/6h),	—	—
宮城県	4.7	21,859.6	27(年37・6h), 義務1(年37・6h)	106(年37・5h)	—
秋田県	1.8	6,916.0	—	25(年35・4h), 14(年35・3h), 37(年35・2h), 31(年35・1h)	—
山形県	4.8	12,642.0	1(週1・6h)	74(週1・6h)	—
福島県	7.1	53,004.0	56(週1-2・6-12h)	158(週1・6h)	—
茨城県	3.1	23,739.0	中等2(年29・3h)	209(月1-5・3h/6h), 義務10(月1-5・3h/6h)	—
栃木県	6.4	33,703.2	—	148(年36・7.75h), 義務3(年36・7.75h)	—
群馬県	3.8	21,294.0	160(週1/年12/15/18/30/35・6h), 中等2(年28/30・6h)	—	—
埼玉県	4.5	56,621.0	226(年20・5.83h), 129(年40・5.83h), 義務1(年40・5.83h)	—	—
千葉県	5.6	61,446.0	310(週1・5-6h), 3(週2・5-6h), 義務2(週2・5-6h)	—	—
東京都	8.4	182,118.8	609(年38・7.75h), 義務8(年38・7.75h), 中等6(年38・7.75h)	—	—
神奈川県	6.7	41,356.0	—	151(週1・7h), 23(週2・7h), 中等2(週2・7h)	—
新潟県	3.3	19,124.0	中等6	166, 義務1	—
富山県	5.2	14,066.5	5(2h), 43(4h), 1(6h), 26(7.75h), 義務2(7.75h)	—	—
石川県	4.1	11,907.0	22(週2・3h), 24(週1・4h), 23(週1・3h), 義務2(週1・3h)	2(週2・3h), 3(週1・4h), 8(週1・3h)	—
福井県	4.3	11,088.0	13(週1・3h/4h/6h/7h, 週2・計8h)	61(週1・2h/3h/4h/5h/6h/7h, 週2・計8h)	—
山梨県	6.0	16,800.0	80(年35・4-8h)	—	—
長野県	3.1	19,551.0	183(週1・3h), 義務3(週1・4h)	—	—
岐阜県	5.6	34,944.0	—	22(週5・3h), 40(週1.5・6h), 71(週1・6h), 44(週0.5・6h)	—
静岡県	4.8	28,644.0	2(月3・7h)	168(月3・7h)	—

注) 1校・1回あたりの時間数は、年間35回勤務をした場合として算出。hは時間を表す。

も自治体間で差が生じていることが考えられる。

なお、こういった差が生徒指導上の諸課題における統計データの差として示されるかを検討するため、公立中学校に在籍する不登校生徒数を比較した。文部科学省(2021b, 2021c)の調査データから、政令指定都市を除く都道府県および政令指定都市ごとに、公立中学校の在籍生徒数および不登校生徒数を算出して不登校率を計算したところ

(Appendix参照)、都道府県は平均4.00% ($SD=0.60$), 政令指定都市は平均4.53% ($SD=0.89$)であり、Welchの*t*検定を行った結果、政令指定都市の割合は有意に高かった ($t=-2.45$, $p<.05$, $d=-0.76$)。したがって、政令指定都市は不登校生徒の割合が高い傾向にあり、その対応の一つとしてSCの配置を充実させている可能性が考えられる。

Table 1-2 自治体ごとの公立中学校のスクールカウンセラーの配置時間と配置形態

	1校・1回 あたり	総配置 時間	単独校	拠点校	巡回校
愛知県	5.9	63,148.8	223(年34・6h+年1・4h), 義務2(年34・6h+年1・4h)	79(年34・6h+年1・4h)	—
三重県	5.4	28,454.4	18(年33・6h), 義務1(年43・6h)	132(年19・4h-年66・7h)	—
滋賀県	3.3	11,432.0	義務2(月2-3・3h)	4(週5・4h), 8(月9-12・3h), 84(月2-5・2-4h)	—
京都府	6.2	20,779.5	27(週1・7-8h), 義務1(週1・6h)	69(週1・6-8h)	—
大阪府	4.8	47,880.0	—	278(週1・6h), 義務7(週1・6h)	—
兵庫県	4.8	43,449.0	義務5(週1・6h)	253(週1・6h), 中等1(週1・6h)	—
奈良県	1.9	6,879.5	1(年20・6h), 1(年17・5-6h), 義務3(年11・4h)	6(年34・5-6h), 1(年22・6-7h), 61(年17・5-6h), 28(年11・4h)	—
和歌山県	4.6	21,924.0	67(年36・5h), 義務1(年54・5h)	67(年36・5h)	—
鳥取県	11.8	23,184.0	—	52(週1-3日・4-8h) 義務4(週1-3日・4-8h)	—
島根県	2.7	8,850.0	34(140h), 13(100h), 31(70h), 13(40h), 1(20h), 義務1(100h)	—	—
岡山県	4.3	17,088.4	7(年70・3.75h), 58(年35- 69・3.75h), 5(年12-34・3.75h), 中等1(年35・3.75h)	6(年35-69・3.75h), 36(年12-34・3.75h), 1(年5-11・3.75h)	1(年12-34・3.75h), 1(年5-11・3.75h)
広島県	4.3	25,756.8	168(150h), 義務4(174h)	—	—
山口県	3.2	16,114.0	1(週1・4h), 中等1(週1・4h)	142(週1・4h)	—
徳島県	4.4	11,039.0	—	71(週1・4-7h), 中等1(週1・6h)	10
香川県	3.2	7,504.0	—	67(週1・4h)	—
愛媛県	2.8	12,588.0	—	100(年39・4h)	27(年1・4h)
高知県	4.6	15,881.3	25(週1-2・6-7h), 義務2(週1・7h)	71(週1・3.5h)	6(週1・3.5h)
福岡県	5.5	38,640.0	2(週5・4h), 56(週1・8h), 137(週1・4h), 義務4(週5・4h), 中等1(週1・8h)	—	—
佐賀県	7.9	24,416.0	84(週1・8h), 義務4(週1・8h)	—	—
長崎県	3.7	17,695.0	73(年35・2-6h), 中高1(年35・8h)	58(年35・3-6h)	3(9h)
熊本県	3.3	5,460.0	3	45	—
大分県	4.8	19,740.0	1(週1・4h), 義務2(週1・8h)	114(週1・4h/6h/8h)	—
宮崎県	2.7	11,840.0	83(週1・4h)	11エリア(20h)	—
鹿児島県	0.7	5,188.5	8(年35・3h), 129(年10・3h), 69(年1-2・3h), 義務7(年10・3h)	—	—
沖縄県	3.7	18,018.0	26(週1・3-4h), 2(年10・3-4h)	111(週2・2-4h/週1・3-4h)	—

注) 1校・1回あたりの時間数は、年間35回勤務をした場合として算出。hは時間を表す。

②自治体間の比較 1校1回あたりの配置時間の平均の違いに関して、都道府県における最短は鹿児島県の0.7時間であった。他に1時間を下回った都道府県は見られなかったが、2時間を下回っていた自治体としては奈良県(1.9時間)、秋田県

(1.8時間)、北海道(1.1時間)が該当した。一方、最長は鳥取県の11.8時間であった。ただし、鳥取県は配置日数や時間を「週1～3日・1回4時間～8時間」と範囲で表記しており、配置時間の推定に際しこれらの平均値を用いた。そのため、推

Table 1-3 自治体ごとの公立中学校のスクールカウンセラーの配置時間と配置形態

	1校・1回 あたり	総配置 時間	単独校	拠点校	巡回校
札幌市	7.0	23,887.5	97(週1・7h), 中等1(週1・7h)	—	—
仙台市	10.4	23,642.5	64(週2/週1・7h), 中等1(週1・7h)	—	—
さいたま市	5.9	12,285.0	58(週1・6h), 中等1(週1・6h)	—	—
千葉市	8.4	16,170.0	48(週2・4h, 週1・7.75h), 7(週2・6h)	—	—
横浜市	6.0	30,660.0	義務2(週1・7.5h)	144(週1・7.5h)	—
川崎市	8.0	14,560.0	52(年40・7h)	—	—
相模原市	12.4	15,566.3	23(週2・7.5h), 2(週1.5・7.5h), 9(週1・7.5h), 1(週0.5・7.5h), 義務1(週1・7.5h)	—	—
新潟市	3.2	6,282.1	—	12(年34・7h), 38(年17・7h), 6(年11.3・7h)	—
静岡市	6.3	7,910.0	5(週1・8h), 31(週1・6h)	—	—
浜松市	4.8	7,980.0	9(週0.5・8h, 週1・5h-6h)	39(週0.5・8h/週1・5h-6h)	—
名古屋市	40.6	165,024.0	—	110(常勤・週5・7.75h), 6(年40・7h)	—
京都市	7.3	18,585.0	64(週1・7.5h), 義務8(週1・7.5h)	1(週0.5・7.5h)	—
大阪市	6.0	27,090.0	47(週1・6h)	82(週1・6h)	—
堺市	5.1	7,728.0	12(週1・6h)	31(週1・6h)	—
神戸市	6.7	19,223.0	81(235h), 義務1(235h)	—	—
岡山市	3.9	5,092.0	27(年40・3.5h)	7(年40・3.5h), 3(年40・5.5h)	—
広島市	6.4	14,252.0	中等1(週1・8h)	63(週1・8h)	—
北九州市	3.2	6,944.0	—	62	—
福岡市	6.4	15,008.0	—	67(週2・4h)	—
熊本市	3.5	5,184.0	—	2(年615h), 3(210h), 8(175h), 10(140h), 14(105h), 5(70h)	—

注) 1校・1回あたりの時間数は、年間35回勤務をした場合として算出。hは時間を表す。

定値が実際の配置時間より長めに出ている可能性が否定できない。次に大きい値を示したのは東京都の8.4時間であり、7時間を上回ったのは、佐賀県(7.9時間)と福島県(7.1時間)であった¹。政令指定都市における最短は北九州市の3.2時間であり、4時間を下回っていたのは、ほかに岡山市(3.9時間)、熊本市(3.5時間)、新潟市(3.2時間)であった。最長は名古屋市の40.6時間であり、これは常勤SCが多く配置されていることによる。次に大きい値を示したのは相模原市の12.4時間であり、10時間を上回ったのが、ほかに仙台市(10.4時間)であった。

①の分析において、都道府県と政令指定都市の間で配置時間の差が示されたが、このようにそれぞれの自治体間でも、配置時間の差が小さくない

ことがうかがわれる。そこで、配置時間の差に影響を及ぼす要因の一つとして、自治体の財政力との関連を検討するため、自治体の財政的な指標の一つとされる財政力指数(値が高いほど、財源に余裕があると解釈される)に着目した。

都道府県のSC配置時間にその都道府県内に位置する政令指定都市のものを加えた上で算出した、都道府県ごとの1校・1回あたりの配置時間を目的変数とし、総務省(2022)の「令和2年度地方公共団体の主要財政指標一覧」における財政力指数を説明変数とした単回帰分析を行ったところ、財政力指数はSC配置時間を有意に予測した($\beta = .46$ [95%CI: .19—.73], $p < .05$, $R^2 = .21$, $SE = 1.80$)。同様に、常勤SCの配置が多い名古屋市を除く政令指定都市についても単回帰分析を行っ

たところ、先程と同じく、財政力指数はSC配置時間を有意に予測した ($\beta = .51$ [95%CI: .08—.95], $p < .05$, $R^2 = .27$, $SE = 4.96$)。先述のとおり現在のSC配置事業は各自治体が主体となり国が予算の3分の1を補助する形をとっているが、自治体の財政力によってSCの配置時間が異なることが考えられる。SCの配置時間が異なると、個別の面接件数や教職員との協働に割当可能な時間、心理教育や講演といった一次援助活動など、SCが提供できる専門的サービスにも差が生じることが当然予想される。そのため、SC配置時間の自治体間格差の是正に関する議論が待たれるところである。

研究2

目的

令和2年度SC事例集（文部科学省，2021）に記載されている、各自治体による公立中学校SCを対象とした研修状況について整理し、現状と課題を検討する。

方法

令和2年度SC事例集（文部科学省，2021）における「【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制」の「(2)研修回数(頻度)」および「(3)研修内容」の箇所から、研修の回数や内容に関する情報を抽出して整理した。新型コロナウイルスの流行に伴い中止となったという記載も確認できたが、SCを対象とした研修状況を幅広く分析することを目的とし、当初予定されていた研修としてこれらを含めることとした。研修回数についても同様に、中止となった研修も含めて自治体ごとにカウントした。

なお自治体によっては、都道府県全体レベルで行っているものと、教育事務所などの地域単位で行っているものが確認されたが、今回は区別せず集計した。ただし、新任ないし若手SCを対象としたものや自主研修については、当該自治体の全SCを対象とした悉皆研修でない可能性を考慮し、分析から除外することとした。また、一部の自治体では地域の臨床心理士会や公認心理師協会と

いった職能団体が主催している研修会の記載も確認できたが、職能団体に所属しないSCが研修を受けられない（または受けない）場合を考慮し、また今回は自治体主催の研修会を分析するという目的に鑑み、今回の分析には含まないこととした。

研修内容については、内容に関する語句を抽出し、筆者らが協議の上で分類した上で、その傾向を検討するため、延べ3つ以上の自治体で実施されていたものについて考察することとした。なお、SCの個別懇談や個別面談といったものは後述するSCSVに準じると判断されうること、そして「講話」「事例検討」「グループ協議」といった記載のものは具体的な内容が不明であるという理由から、それぞれ除外した。一方で、例えば「不登校・いじめに関する研修」は、内容的に異なる2つのテーマを扱った研修と見なしうることから、不登校といじめに分けて分類作業に用いた。

結果と考察

上記の手順により研修回数をまとめたものを、Table 2に示す。

自治体の種類の違いによる実施した研修回数の平均²に関して、都道府県が2.23回 ($SD = 1.37$)、政令指定都市は4.45回 ($SD = 3.22$)であった。Welchのt検定を行ったところ、政令指定都市の方が有意に多かった ($t = -2.97$, $p < .01$, $d = -1.05$)。研究1により、配置時間の平均についても政令指定都市の方が長いことが示されたが、研修回数も同様に、政令指定都市が多いことが示された。研究1においてSCの配置時間の差によるSCが提供可能な専門的サービスの差の是正について言及したが、SCの専門性を高めるための研修の差についても、検討の余地があると思われる。

次に、研修内容を分類し、延べ3つ以上の自治体で確認されたものをTable 3に示す。

研修の内容は、大きく【SCの業務等】と【生徒指導上の諸課題や具体的な支援対象・方法等】に分類された。

【SCの業務等】については、〔校内外連携・体制づくり〕(23自治体)、〔SCの業務・役割〕(21自治体)、〔SCの事業説明〕(16自治体)、〔SCの有

Table 2 自治体ごとのスクールカウンセラーの研修回数

自治体名	回数	自治体名	回数	自治体名	回数	自治体名	回数	自治体名	回数
北海道	2	石川県	1	岡山県	1	札幌市	6	名古屋市	1
青森県	2	福井県	3	広島県	2	仙台市	10	京都市	3
岩手県	2	山梨県	3	山口県	7	さいたま市	3	大阪市	9
宮城県	3-4	長野県	2	徳島県	3	千葉市	3	堺市	4
秋田県	1	岐阜県	1	香川県	2	横浜市	10	神戸市	2
山形県	3	静岡県	2	愛媛県	1	川崎市	4	岡山市	2
福島県	1	愛知県	1	高知県	6	相模原市	12	広島市	2
茨城県	1	三重県	2	福岡県	1	新潟市	2	北九州市	3
栃木県	1	滋賀県	2	佐賀県	1	静岡市	2	福岡市	3
群馬県	2	京都府	1以上	長崎県	1	浜松市	5	熊本市	3
埼玉県	2	大阪府	4	熊本県	2				
千葉県	2	兵庫県	3	大分県	3				
東京都	2	奈良県	2	宮崎県	3				
神奈川県	1	和歌山県	1	鹿児島県	2				
新潟県	2	鳥取県	3-4	沖縄県	2				
富山県	3	島根県	6						

注) 京都府については、各地の教育委員会等による研修会の回数が記載されていない

効活用) (8自治体), [専門性の資質向上] (8自治体), [生徒指導上の諸課題の現状] (7自治体) というカテゴリーに分類された。先に述べたように, SCはチーム学校の一員として明確に位置づけられており (文部科学省, 2015), 専門的な論考や提案も多くなされている (例えば石川, 2020; 増田, 2017; 鶴飼, 2016)。自治体による

研修においても, 校内外連携・体制づくり], [SCの業務・役割], [SCの有効活用], [専門性の資質向上] といった, チーム学校の中でのSCに関する研修が多くなされているものと思われる。

次に, 【生徒指導上の諸課題や具体的な支援対象・方法等】については, [不登校・別室登校] (9自治体), [いじめ (9自治体)], [新型コロナ・

Table 3 自治体によるスクールカウンセラー研修の内容分類

カテゴリー名 (述べ自治体数)	研修内容の例
【SCの業務等】	
校内外連携・体制づくり (23)	SCとSSWとの連携、チーム学校
SCの業務・役割 (21)	SCが担う役割、SCの心得や期待
SCの事業説明 (16)	連絡協議、事業説明
SCの有効活用 (8)	効果的なSCの活動、SCの有効活用
専門性の資質向上 (8)	専門性向上、カウンセリングの進め方
生徒指導上の諸課題の現状 (7)	県の生徒指導上の課題、現状
【生徒指導上の諸課題や具体的な支援対象・方法等】	
不登校・別室登校 (9)	不登校の未然防止にむけた対応、不登校支援
いじめ (9)	いじめの対応に関する研修、いじめの事例検討
新型コロナ・休校期間中の対応 (8)	コロナ拡大防止を踏まえた効果的な活用例、休校中のSCの職務と役割
緊急支援 (7)	緊急支援の手引、災害時のケア
自殺予防 (6)	SOSの出し方に関する教育、希死念慮を有する児童生徒への対応
心理教育 (4)	教育プログラム実践、心理教育
非行・問題行動・暴力 (4)	問題行動等の事例検討、性非行を中心とした問題行動の少年への対応
児童虐待・ヤングケアラー (4)	虐待対応、ヤングケアラー
保護者・家庭への支援 (3)	子ども理解と教師保護者への関わり方、しつけ
発達障害 (3)	発達障害

休校期間中の対応〕（8自治体）、〔緊急支援〕（7自治体）、〔自殺予防〕（6自治体）、〔心理教育〕（4自治体）、〔非行・問題行動・暴力〕（4自治体）、〔児童虐待・ヤングケアラー〕（4自治体）、〔保護者・家庭への支援〕（3自治体）、〔発達障害〕（3自治体）というカテゴリーに分類された。

SCの配置のきっかけの一つに不登校児童生徒数やいじめの認知件数の増加があり（石川，2020）、現在の配置事業も「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として行われていることから、引き続き、不登校やいじめに関する研修が多いものと思われる。また、新型コロナ・休校期間中の対応については各地で様々な取り組みがなされているが（例えば宝上・水野，2020）、研修も少なくない自治体で行われていたことがうかがわれる。緊急支援に関しては、教育行政との合同の研修の必要性も指摘されており（窪田，2016）、より多くの自治体で実施されることが期待される。

また、SCに強く期待される職務は問題や課題の未然防止や早期発見とされている（本間，2017）。この点に関する研修としては自殺予防や心理教育が該当すると思われるが、実施した自治体は多いとはいえ、さらなる取り組みが望まれる。

なお、SCの研修については各地の職能団体によるものもあり、例えば荒井・朝比奈（2017）は京都府臨床心理士会による年11回の月例研修会について紹介している。こういった職能団体による研修会は、回数や規模、あるいは参加率が組織ごとに異なる可能性がある。また、こういった職能団体に所属していないSCは、研修の機会が限られることも予想される。

本間（2017）は、SNSといった今日的なものを含めた課題に対応する力量に加え、教職員や学校内外の支援スタッフと協働するためのスキルや能力、学級・学年やPTAなどの集団や組織に働きかけるスキルや能力が必要と指摘しており、石川（2020）も、学校における教育・心理・福祉等の異なる専門分野の関係者について、「それぞれの

専門職の資質の向上とお互いの役割と機能の理解のもとに補完し合いながら活動することが重要」であると述べている。これらの指摘を踏まえると、自治体が実施している研修内容は必ずしも十分とはいえ、SCが対応する諸課題に関する十分な研修機会の充実が望まれる。

研究 3

目的

令和2年度SC事例集（文部科学省，2021）に記載されている、各自治体による公立中学校SCを対象としたSCSVの状況について整理し、現状と課題を検討する。

方法

令和2年度SC事例集（文部科学省，2021）における「【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制」の「（3）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法」の箇所から、SCSVの設置の有無や活用方法に関する情報を抽出して整理した。

結果と考察

上記の手順によりSCSVの設置の有無や活用方法をまとめたものを、Table 4に示す。

都道府県においては47のうち35（74.5%）、政令指定都市については20のうち17（85%）の自治体において、SCSVが設置されていた。都道府県と政令指定都市でSCSVの設置の有無に偏りがあるかを検討するため、カイ二乗検定を行ったところ、結果は非有意であった（ $\chi^2(1)=0.392$, $p>.05$, $\phi=0.076$ ）。研究1および研究2においてSCの配置時間や研修回数については差が示されたものの、SCSVの設置については同程度に設置が進んでいる様子が見られる。

SCには、学校コミュニティに対する見立て（鶴飼，2016）を元に、大小様々なサイズの集団でのマネジメントにコミットする能力（西井，2016）や、学校コミュニティを構成する様々なコミュニティを支援すること（高田，2018）が求められている。また、個人面接を行う際も、「SC自身が、学校全体の支援の中に自らの臨床実践を位置づけ

Table 4 自治体ごとのスクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置状況

自治体名	配置	人数	回数	時間	自治体名	配置	回数	時間	自治体名	配置	人数	回数	時間
北海道	○	記載無	記載無		滋賀県	○	記載無	8	記載無	札幌市	○	7	記載無
青森県	無	—	—		京都府	○	記載無	記載無	仙台市	○	3	記載無	記載無
岩手県	○	5	記載無		大阪府	○	記載無	5	記載無	さいたま市	○	6	40回 (1回7時間)
宮城県	○	14	70回		兵庫県	○	記載無	4	記載無	千葉市	○	記載無	記載無
秋田県	無	—	—		奈良県	○	記載無	2	記載無	横浜市	○	記載無	記載無
山形県	○	記載無	記載無		和歌山県	○	記載無	3	記載無	川崎市	○	記載無	記載無
福島県	○	記載無	記載無		鳥取県	無	—	—	—	相模原市	無	—	—
茨城県	○	記載無	記載無		島根県	○	記載無	4	記載無	新潟市	無	—	—
栃木県	○	記載無	記載無		岡山県	○	記載無	8	記載無	静岡市	○	記載無	月1回 (1回5時間)
群馬県	○	8	210時間/180時間		広島県	○	記載無	2	35回 (1回6時間)	浜松市	○	記載無	記載無
埼玉県	無	—	—		山口県	○	記載無	記載無	記載無	名古屋市	○	5	記載無
千葉県	○	11	記載無		徳島県	○	記載無	記載無	記載無	京都市	○	地域ごとに5人	記載無
東京都	無	—	—		香川県	○	記載無	記載無	記載無	大阪市	○	2	記載無
神奈川県	○	記載無	420時間		愛媛県	○	記載無	記載無	記載無	堺市	○	記載無	記載無
新潟県	無	—	—		高知県	○	記載無	記載無	記載無	神戸市	○	2	記載無
富山県	○	記載無	記載無		福岡県	○	記載無	記載無	週12-20時間	岡山市	○	7	記載無
石川県	無	—	—		佐賀県	無	—	—	—	広島市	○	1	記載無
福井県	○	3	記載無		長崎県	○	記載無	記載無	記載無	北九州市	○	記載無	(4ヶ月に1度)
山梨県	無	—	—		熊本県	無	—	—	—	福岡市	○	記載無	記載無
長野県	無	—	—		大分県	○	1-3×6事務所	記載無	記載無	熊本市	無	—	—
岐阜県	○	7	記載無		宮城県	無	—	—	—				
静岡県	○	4	記載無		鹿児島県	○	記載無	記載無	記載無				
愛知県	○	5	記載無		沖縄県	○	記載無	記載無	記載無				
三重県	○	記載無	記載無										

注) 高等学校に関するものは除いている

回数・時間については自治体全体と教育事務所・地域単位のものが入混在しているが、記載からは区別できなかつた
名古屋市は会計年度任用職員を対象としたものである

て、役割分担を意識し、先生方のチームプレイに加わることが基本」とされる（伊藤，2017）。こういった資質・能力には学校を組織として俯瞰的に捉える力が求められることから、SC個人の活動の省察のみでは形成されにくいことが想定され、研究2で触れた研修会に加えて、SCSVによる第三者の視点からの指導・助言が有益であると考えられる。日本臨床心理士会（2022）の教育委員会を対象とした調査によると、SCSVに期待される役割は、「研修会講師」（80.3%）や「緊急事態への支援」（77.0%）を抑え、「SCへの指導・助言」が最も高く、98.4%となっている。SCSVの実際の活動として例えば石川・堀（2017）は、緊急支援における活動のほか、新人SCの勤務する学校で年に1～2回の訪問指導も行っているが、こういった新人SCを対象としたSVに加え、大阪府での取り組み（良原，2018）のように、様々な組織・相談機関のネットワーク活用を含むSCSVの制度化を通じたSCの資質・能力の形成が求められる。

SCSVの人数が明記されていた自治体では、都道府県は2から14人、政令指定都市では1から7人と幅があった。回数・時間については記載が非常に限られており、全体的な傾向は明らかと言えないが、SCSVを常勤化しているといった記載は見当たらなかった。上記に挙げたSCSVの役割や、SCのキャリア形成の重要性を考慮すると、SCSVについても、活動時間数を増やすといった措置が望まれるところである。

まとめと今後の課題

研究1において、SC配置時間は政令指定都市が都道府県より長く、それぞれの自治体間においても大きな差があり、その要因の一つとして自治体の財政力が関係している可能性を指摘し、配置時間の格差の是正の必要性について言及した。なおSCの配置時間に関しては、必要な情報が掲載されておらず、仮定に基づく推定値を用いた自治体も多かった。総務省（2020）もSCの配置形態が分かるように整理することを求めており、対応が期待される。

次に研究2において、SCの研修について政令指定都市の方が回数は多いこと、研修内容は【SCの業務等】と【生徒指導上の諸課題や具体的な支援対象・方法等】とに大別されるが、多様化する諸課題への対応という点で十分とはいえないことを指摘した。

そして研究3において、SCSVの配置は多くの自治体で進んではいるものの、人数や活動の回数・時間について十分でない可能性がうかがわれ、常勤化を含めた配置の充実が必要と考えられた。

今後はこれらの現状や課題を踏まえ、SCの配置時間やSCとしての資質・能力の向上に向けた取り組みの充実が求められる。

本間（2017）は、「採用後のキャリアステージのそれぞれの段階で必要とされる能力・スキルは検討されたことすらないと言っても過言ではない」と述べている。本研究によるSC研修の現状を踏まえ、自治体レベルでの職務としてのSCの研修やSCSVの制度設計および有効活用に関する議論が深まることが期待される。

<注>

- 1 佐賀県は年間の活動週数の記載がなく、福島県は単独校配置の記載が「週1～2日・1回6～12時間」となっているため、いずれも実際より長めに推定されている可能性が否定できない。
- 2 市町村教育委員会等による研修回数が明記されていなかった京都府は、府による1回のみを計算に用いた。また、記載に幅のあった宮城県と鳥取県は、平均値となる3.5回を用いた。

利益相反の開示について

筆者らはいずれも、企業または営利を目的とする団体等から経済的な利益を得ていないが、公立小中学校のスクールカウンセラーを務めている。また、公認心理師・臨床心理士関連の職能団体に所属しており、SCへの助言を行ったり、SCを対象とした研修企画に携わったりするほか、研修を受講することもある。加えて、第2・第3著者は

SCの主な担い手となる公認心理師や臨床心理士の養成に携わっている。

引用文献

- 荒井 久美子・朝比奈 恭子 (2017). スクールカウンセラー組織での「育て方」—京都の取り組み— 子どもの心と学校臨床, No.17, 41-48.
- 宝上 真弓・水野 治久 (2020). 新型コロナウイルスによる休校期間および学校再開後におけるスクールカウンセラーの実践—小学校を対象とした取り組み— 学校心理学研究, 20, 13-19. https://doi.org/10.24583/jjsspedit.20.1_13
- 本間 友巳 (2017). スクールカウンセラーの「育ち」と「育て方」—キャリア形成と教育・研修をめぐる— 子どもの心と学校臨床, No.17, 3-9.
- 石川 悦子 (2020). 日本におけるスクールカウンセラー導入過程とその後の課題と展望 人間文化研究科年報, 35, 93-106.
- 石川 健司・堀 英太郎 (2017). スーパーバイザーとしての「育て方」 子どもの心と学校臨床, No.17, 49-58.
- 伊藤 亜矢子 (2017). 個人面接 子どもの心と学校臨床, No.16, 91-98.
- 高田 晃 (2018). スクールカウンセラーに対する教員のニーズと満足度に関する調査研究 宇部フロンティア大学附属地域研究所年報, 8(1), 47-64.
- 増田 健太郎 (2017). チーム学校とスクールカウンセラー—SCが学校現場で機能するための視点— こころの科学, No.193, 2-7.
- 文部科学省 (2015). チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申) (中教審第185号) Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf (2022年6月30日)
- 文部科学省 (2017). 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について (通知) Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20210119-mxt_kouhou02-2.pdf (2022年6月30日)
- 文部科学省 (2021a). 令和2年度スクールカウンセラー実践活動事例集 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20211026-mxt_jidou02-000018612.pdf (2022年6月30日)
- 文部科学省 (2021b). 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf (2022年6月30日)
- 文部科学省 (2021c). 令和2年度学校基本調査 Retrieved from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528&tclass1=000001148386> (2022年6月30日)
- 文部科学省 (2022). 初等中等教育局 令和4年度予算(案) 主要事項 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou02-000019986_7.pdf (2022年6月30日)
- (一社)日本臨床心理士会 (2022). 文部科学省令和3年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書 スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- 西井 克泰 (2016). 「チーム学校」とスクールカウンセラー 子どもの心と学校臨床, No.15, 8-15.
- 総務省 (2022). 令和2年度地方公共団体の主要財政指標一覧 Retrieved from https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R02_chiho.html (2022年6月30日)
- 総務省 (2020). 学校における専門スタッフ等の活用に関する調査結果報告書 Retrieved from https://www.soumu.go.jp/main_content/000687333.pdf (2022年6月30日)
- 鶴飼 美昭 (2016). これまでのSCとこれからのSC 子どもの心と学校臨床, No.15, 16-24.
- 良原 恵子 (2018). スーパーヴァイズのシステムを構築した公立校における「心理の支援」から 子どもの心と学校臨床, No.19, 23-32.

